

**放課後等デイサービス
まるさんかくしかく
BCP(自然災害)**

法人名	株式会社ミラリアス	種別	放課後等デイサービス
代表取締役 r	大橋 友枝	管理者	北川 大吾
所在地	大津市比叡辻 2 丁目 18-17	電話番号	077-578-2882 080-4242-0349

BCP（業務継続計画）とは

地震などの大規模災害が起きた時にも企業や行政機関が事業を継続できるように行動する事や、通常業務の継続が困難になる事態が発生した場合でも復旧を速やかに遂行できるように事前に定める計画の事をいいます。

社会福祉施設では災害が起きた時、利用者と職員の安全確保が最優先されますが、それと同時にサービスを継続して提供する必要があります。しかしそのような状況下で事業を継続する事は困難であるので、事前にどのように事業継続していくのか準備をしておくことが重要です。

大規模災害の際に混乱を少なく事業を継続する方法や災害時の組織体制を事前に計画したものがBCP（事業継続計画）です。

BCPは「平常時の準備」「災害時の対応（初動対応）（優先業務の継続）（地域貢献）」の検討を実施することで、①事業活動のレベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成します。

防災計画と自然災害 BCP の違い①

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を最小限にすること ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、以下を含む ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の拠点ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

つまり、従来の防災計画に、避難確保、障害福祉サービスの継続、地域貢献を加えて、総合的に考えてみるのが重要です。

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提です。つまり、BCP では、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

大津市防災ナビの活用

「大津市防災ナビ」は大津市の公式アプリです。現在地周辺の指定避難所・指定緊急避難場所・AEDの設置場所や詳細が表示され、ARカメラ機能や避難コンパス機能で災害時の避難行動を支援します。

また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などのハザードマップも表示されますので、現在地の危険性を確認できます。

さらに、避難情報や気象情報などをはじめ、滋賀県土砂災害降雨危険度データと連携し土砂災害の危険性が高まっている地域内にいるユーザーへの注意喚起プッシュ通知など、各種防災情報をプッシュ配信します。

【主な機能】

- ・現在地周辺の指定避難所、指定緊急避難場所、AED設置場所の自動検索
- ・現在地から上記場所までの誘導
- ・土砂災害警戒区域、浸水想定区域などのハザードマップ表示
- ・震度予測、液状化予測マップの表示
- ・安否登録、安否確認



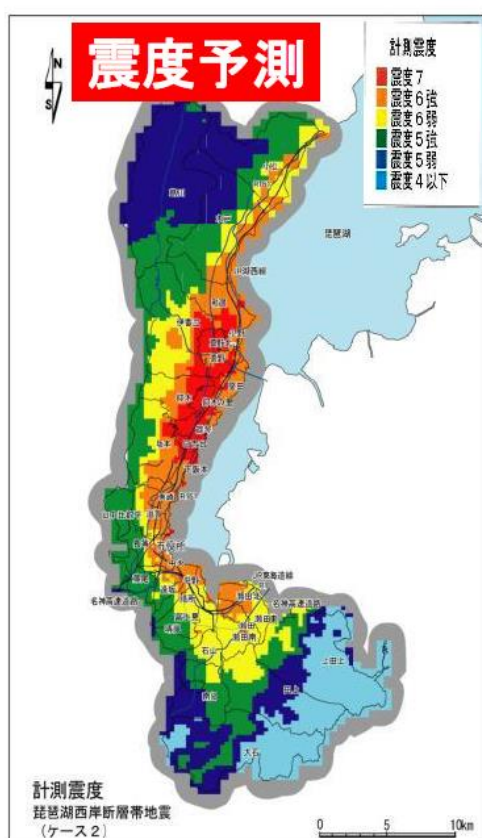
災害想定の把握

・大津市ハザードマップや大津市防災ナビ等を活用して自分の事業所の災害リスクを把握します。地震、火災、河川氾濫、土砂災害、湖岸近くの場合は液状化のリスクについて記載してください。液状化に関しては地震が起きた場合に琵琶湖岸で起きることが想定されています。

地震	最大震度7の想定
火災	出火及び周辺からの延焼リスク
河川氾濫	浸水0.5メートルのリスク
土砂災害	警戒区域・特別警戒区域
液状化	PL値5～1.5未満

・風水害に関しては大津市ハザードマップを参照してください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1223/g/bosai/map/karte/index.html>



学区	地震度	学区	地震度
小松	6強～5弱	藤尾	5強～5弱
木戸		長等	6強～6弱
和邇	7～5強	逢坂	6強～5強
小野	7～6強	中央	6強
葛川	5強～5弱	平野	6強～6弱
伊香立	7～5強	膳所	6強～6弱
真野	7～6強	晴嵐	6強～6弱
真野北		富士見	6強～5強
堅田		石山	6強～5強
仰木		南郷	6弱～4
仰木の里	大石	6弱～4	
雄琴	7～6強	田上	6弱～5強
日吉台	7～6強	上田上	6弱～5弱
坂本	6強～5強	瀬田	6強～6弱
下坂本	7～6強	瀬田南	
唐崎	6強	瀬田北	
滋賀	6強～5強	瀬田東	
山中比叡平	5強～5弱		

表 4-4-1 地震被害想定総括表 (全市)

最大震度による被害想定

想定地震	地区	建物棟数	早朝人口	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
				全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
						早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース1]	旧大津市	96,194	301,311	20,834	19,861	622	432	442	3,722	3,167	2,866	214	178	164	19	43	56	36,893
	旧志賀町	11,942	22,913	4,044	2,867	100	49	66	267	136	179	15	8	10	2	6	6	4,047
	大津市合計	108,136	324,224	24,878	22,728	722	481	508	3,989	3,303	3,045	229	186	174	21	49	62	40,940
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース2]	旧大津市	96,194	301,311	24,334	20,045	771	584	560	3,573	2,865	2,706	198	153	151	23	52	70	40,131
	旧志賀町	11,942	22,913	3,922	2,902	95	47	63	297	149	199	16	8	11	2	6	6	4,001
	大津市合計	108,136	324,224	28,256	22,947	866	631	623	3,870	3,014	2,905	214	161	162	25	58	76	44,132
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース3]	旧大津市	96,194	301,311	16,698	20,593	401	336	311	4,117	3,288	3,091	231	180	175	15	34	42	33,838
	旧志賀町	11,942	22,913	2,490	3,091	40	20	27	374	187	252	20	10	13	1	3	3	3,205
	大津市合計	108,136	324,224	19,188	23,684	441	356	338	4,491	3,475	3,343	251	190	188	16	37	45	37,043
花折断層地震	旧大津市	96,194	301,311	3,868	12,229	75	51	50	2,630	2,141	1,970	190	160	145	5	11	11	13,690
	旧志賀町	11,942	22,913	158	2,094	3	2	2	285	141	189	26	13	17	ほぼ0	1	1	1,292
	大津市合計	108,136	324,224	4,026	14,323	78	53	52	2,915	2,282	2,159	216	173	162	5	12	12	14,982
東南海・南海地震	旧大津市	96,194	301,311	192	534	1	1	1	40	39	32	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	664
	旧志賀町	11,942	22,913	22	44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	41
	大津市合計	108,136	324,224	214	578	2	2	2	41	40	33	2	2	2	0	0	0	705

出典：旧大津市：「大津市防災アセスメント調査報告書」（大津市，2004）

旧志賀町：「第2次琵琶湖西岸断層帯による地震被害予測調査」（滋賀県，2004）

*) 重傷者数は、負傷者数の内数

*) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

地震による被害想定

- ・琵琶湖西岸断層帯地震で震度7が発生した場合

(滋賀県が平成26年3月に策定した滋賀県地震被害想定より抜粋)

道路	<p>揺れ、液状化、がけ崩れなどにより、県内で約700箇所の道路被害が発生。名神高速道路、京滋バイパス、琵琶湖大橋、近江大橋については、地震直後から緊急点検のため通行止め（仮定）</p> <p>国道1号、国道161号（西大津バイパス）、国道367号等についても、県境付近の山間部崩土・事故等により通行不能となり、京阪神方面との交通は一時完全に途絶（仮定）。大津・南部・高島地域・京都府東部では広域的な停電が発生し、非常用電源設備の整備されていない信号機・道路情報掲示板が停止、地域内道路交通が麻痺して大渋滞。大津地域等の市街地内で立ち往生する車両が放置され更なる通行支障。被災地域内の主要幹線道路ならびに市街地細街路で多数の通行不能箇所が発生し、消防・警察による消火・救急・救出活動は著しく困難。各道路管理者は施設点検を図るが現場到達困難。</p>
鉄道	<p>在来線等では、輸送指令の指示を受け、滋賀県全域で全ての列車が停車。軌道変位、電化柱の折損、架線の断線、橋梁やトンネル坑口付近の被害等により、琵琶湖線・湖西線等を中心にJR在来線では360カ所、新幹線では20カ所の被害。京阪電気鉄道・近江鉄道・信楽高原鐵道でも合計約100箇所で被害が発生、運行不能。平日の夕刻等、乗車率の高い時間帯では、県内の停止列車内乗客は約19,000人。軌道被害、停電の状況により運行再開の目途は立たず、代替輸送の即時手配も不可能。乗客は、運転</p>

	士・車掌の判断・誘導により、列車待機もしくは線路上を徒歩で移動して駅または周辺施設に移動。好天時には、JR 在来線、私鉄各線乗客の大部分が 20km 圏内の自宅等へ徒歩で帰還、ただし悪天候時には、停止車両または沿線施設で夜を明かすことになる。
水道	当日は市内の 8 割が断水。翌日も 8 割、1 週間後で 6 割、1 か月後で 1 割。2 か月後でほぼ復旧。
電気	当日は市内の 9 割が停電。翌日で 7 割、2 日目で 4 割、7 日目でほぼ復旧。
通信	大津・南部・高島地域で大規模停電、非常用電源設備を有しない個人宅・事業所では、固定電話、F A X 等は使用不能。地震発生数時間後には、滋賀県、京都府の地域で安否確認等により通話が激増、通信システムの完全機能喪失を防止するための発信・受信規制措置により通信困難。パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生
避難所生活	1 日後で 3 万 2 千人、3 日後で 4 万 3 千人、1 週間後で 5 万 4 千人、1 か月後で 1.7 万人

避難場所・避難所の把握

大津市防災ナビ等を活用して自分の事業所の近くに避難場所や避難所を把握します。

地震の場合

	場所	避難方法
事業所内	駐車場	
避難場所	下阪本市民運動公園	徒歩
避難所	坂本市民体育館・比叡ふれあいセンター・日吉中学校・湖西浄化センター	徒歩・車

河川氾濫の場合

	場所	避難方法
事業所内	二階（ミライズ）	徒歩
避難場所	下阪本市民運動公園	徒歩
避難所	坂本市民体育館・比叡ふれあいセンター	徒歩・車

土砂災害の場合

	場所	避難方法
事業所内	二階（ミライズ）	徒歩
避難場所	下阪本市民運動公園・日吉中学校	徒歩
避難所	坂本市民体育館・比叡ふれあいセンター・湖西浄化センター	徒歩・車

「避難場所（指定緊急避難場所）」とは、大規模な地震や火災等の災害発生により住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定しています。

対して「避難所（指定避難所）」とは、災害によって帰宅困難になった住民が一時的に暮らす場所を表現した言葉です。避難所には人が生活するだけの設備が必要ですので、学校や公民館などが指定されます。

- 坂本市民体育館 ●大津市立比叡ふれあいセンター



- 湖西浄化センター



- 下阪本市民運動公園



避難のタイミングについて



避難レベルに応じた対応ですが、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

自治体から警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4 や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3 に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。

避難レベルに応じた対応の検討

警戒 レベル	警戒 レベル 1	警戒 レベル 2	警戒 レベル 3	警戒 レベル 4	警戒 レベル 5
自治体避難情報			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
			BCP発動		
防災気象情報	早期注意情報	大雨洪水注意報 強風注意報 氾濫注意情報	大雨洪水警報 強風注意報 氾濫警戒情報	大雨洪水警報 暴風警報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	大雨特別警報 暴風警報 氾濫発生情報 土砂災害警戒情報
			BCP発動		
地震		震度 4	震度 5 以上	震度 5 強以上	震度 6 以上
		BCP発動			
放課後等デイサービスまるさんかくしかく	通常実施	スタッフは勤務、支援は保護者と相談、面談・体験・契約は停止	スタッフは勤務、支援は保護者と相談、面談・体験・契約は停止	スタッフの出勤も支援もすべて停止	スタッフの出勤も支援もすべて停止

職員の参集基準

各事業所で招集・参集基準を作成し、年に1回見直しを行います。

警戒レベル2以下は、安全性を第一に考慮し、会社全体で判断した上で、出勤するかどうか決める。

配置基準	時間帯	管理職		正規職員・契約職員（パート）	
種類		参集・待機	行動	参集・待機	行動
警戒3	勤務時間内	職場待機	（必要時に） 一度は参集し、今後の対応を協議し 自宅待機・緊急連絡指示	職場待機	情報収集
	勤務時間外（休日）	自宅待機		自宅待機	
警戒4	勤務時間内	職場待機	（必要時に） 今後の対応を協議・緊急連絡指示	職場待機	情報収集
	勤務時間外（休日）	必要に応じて職場参集		自宅待機	
警戒5	勤務時間内	職場待機	今後の対応を協議し自宅待機・緊急連絡指示	職場待機	情報収集・施設近隣住まいの参集できる職員は指示があれば参集
	勤務時間外（休日）	職場参集	職場の安全確認・職員の安否確認・指示	自宅待機	参集できる準備態勢を整え、指示があれば参集

以下のような状況の場合は、無理に出勤する必要はないものとします。

- 自身または家族が負傷して救助を待つ場合
- 自宅が被災した場合
- 浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合
- 災害時に徒歩やバイクで通勤可能なスタッフを把握しておく。連絡が取れない場合は出勤可能なスタッフは出勤する等の取り決めをしておく。

災害時の連絡網

	施設名	電話番号
官公庁（国・県・市）	大津市役所	523-1234
	国土交通省琵琶湖河川事務所	546-0844
	滋賀県 大津土木事務所	524-2812
警察・消防	大津警察署	522-1234
	大津中警察署	525-0119
	大津市消防局	522-0119
ライフライン	関西電力滋賀支店	522-2626
	大津市企業局（ガス漏れ）	523-1231
	大津市下水道管理課	528-2764
	N T T西日本（故障受付）	113
交通情報	道路交通情報	050-3369-6666
	J R西日本	0570-00-2486
気象情報	気象庁	177

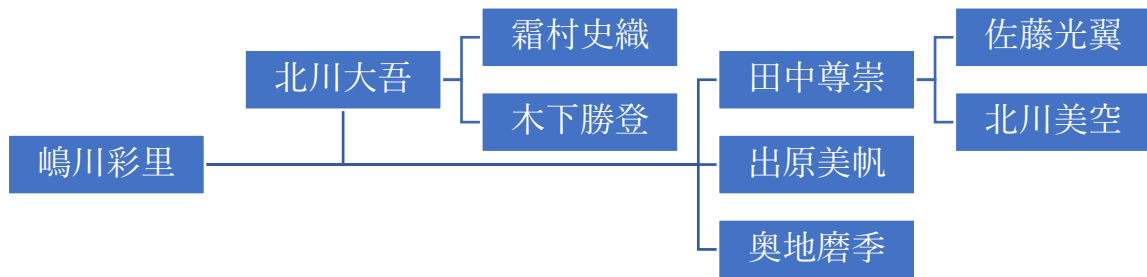
①利用者

（別紙：利用者情報一覧表作成・年一回更新）

連絡手段	連絡機器	整備担当者
電話	スマホ・固定電話	嶋川・田中
メール	なし	
LINE	Ipad・スマホ	嶋川・田中
その他		

②職員

連絡手段	連絡機器	整備担当者
電話	スマホ・各職員のスマホ	嶋川・田中
メール	なし	
ライン	スマホ・各職員のスマホ	嶋川・田中
その他	なし	



*避難行動要支援者名簿とは

災害時及び災害が起こるおそれのある場合に、避難行動を行う際、特に支援を必要とする人たちの名簿です。大津市での対象は施設に入所されていない方で、下記のいずれかに該当する方です。

- ① 介護保険における要介護3・4・5の認定者
- ② 身体障害者手帳の1級・2級の所持者
- ③ 療育手帳のA1・A2の所持者
- ④ 小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器をご利用の方
- ⑤ 民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方
- ⑥ 上記以外に避難に支援が必要で、名簿登録を希望する方で、市長が認めるもの

対象者すべてが掲載されている名簿が、各支所の金庫にて保管・管理されています。また、自分の情報を平常時より地域に提供することに同意をいただいている方は協定を締結した団体にて保管・管理されています。

*個別避難計画とは

個別避難計画では、避難行動要支援者名簿に掲載されている方一人ひとりの「どこへ、どのタイミングで避難する、支援者は誰か？」を平時に計画するものです。大津市では個別避難計画作成の優先度については、①風水害リスクの状況、②身体の状況、③居住の状況 で判断することになっています。

災害時に備え連携する関係機関

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
サポートてとて	077-575-3088	同一法人

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
くまだキッズファミリークリニック	077-598-5754	相談

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
大津市社会福祉協議会施設連絡会	077-526-5336	地域連携等
大津市障害福祉課	077-528-2745	請求関係等

BCP の運用管理

①基礎学習と訓練

種類	内容	対象者	実施回数	実施時期
防災関連学習	災害時の対応方法の理解 BCP 計画の共有	職員 利用者	年 1 回	9 月
防火・救命の学習	救命救急 通報練習	職員	年 1 回	9 月
避難訓練	地震、大雨、河川氾濫、土砂災害の避難訓練 避難所・避難場所の確認	職員 利用者	年 2 回	5 月 10 月 2 月
緊急連絡 引き取り訓練	連絡訓練 引き取り訓練	職員 利用者	年 1 回	11 月
備蓄確認	備蓄確認	職員 利用者	年 1 回	3 月
法人連絡訓練	法人連絡網	職員	年 1 回	10 月

・自立支援協議会のホームページにて防災学習の動画と資料を公開しています。各事業所の研修で活用してください。

自立支援協議会防災に関するホームページ <https://onl.sc/dxCKamK>



更新方法と更新履歴

BCP は毎年更新をして、更新した内容を職員間や利用者と共有を行います。

担当者：

情報源	検討対象	実施時期
人事異動・備蓄品情報	防災組織、職員参集リスト、 備蓄リスト	4月、10月
訓練や学習での気づき	計画の方針、行動手順の改 善、次回訓練のテーマ	研修や訓練実施後
自治体等の災害危険度指標 情報や周辺環境の変化	計画の方針、行動手順	情報を入手したとき
災害発生後		災害発生後

初動対応

災害時行動指針

- ①守る：利用者・職員の安全を守る
- ②逃げる：安全な場所へ、安全な方法で逃げる
- ③判断する：状況に応じてその場でできることを判断する。

初動対応時の防災組織

防災組織の主な活動

活動区分	活動内容
安全確保	初期消火、避難誘導、応急救護
安否確認、緊急点検	当日利用者・職員安否確認と報告 施設設備・緊急点検

防災組織の担当と任務

担当	主担当者名	任務
防災隊長	嶋川	最終意思決定・支持
防災副隊長	田中	隊長補佐。代行
通報連絡担当	出原 奥地	情報収集 記録 消防救急への通報 家族への連絡 法人や行政に連絡
安全防護担当	嶋川	事業所被災状況及びライフラインの確認
初期消火担当	田中	初期消火
応急処置担当	奥地	負傷者に対する応急処置
避難誘導担当	出原	災害・出火時の避難者誘導 負傷者及び逃げ遅れの確認

災害が起きた時の対応

①火災が起きた時の対応

項目	対応方法
火災を知らせる	人が発見した場合は、大声で周囲に知らせる。 現場に急行する際は、消火器、懐中電灯を携帯する。
通報する	火災を発見したら、直ちに119番通報を行う。 通報するときは、火災発生現場の位置と目標及び火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。
初期消火	消火器等で燃えているものに向けて消火する。但し、天井に届くようになった時は避難する。
避難誘導	(1) 避難方法 ①放送設備または携帯用拡声器を使用して火災の発生を知らせつつ、従業員が各室を回り口頭で避難誘導を行う。 ②火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。 (2) 避難状況の確認 屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正確に確認する。逃げ遅れた者がいないか確認する。
被害状況の確認	避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。 ケガ等に関しては応急的な措置を施しつつ、病院での受診・診療等が必要と思われる者については病院へ搬送を行う。
消防隊への情報提供	現場に到着した消防隊に「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた入居者」、「施設の構造」等の情報を提供する。

②地震災害が起きたときの対応

項目	対応方法
揺れを感じたら	<p>・地震発生から揺れが収まるまでは、自分の身を守ることを優先する。(机やテーブルの下に隠れる)</p> <p>又は、壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から、時に頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。慌てて外に飛び出さない。</p> <p>・車両を運転中に大きな揺れを感じたときは、慌ててハンドルから手をはなしたり、急ブレーキをかけたりすることは危険です。しっかりとハンドルを押さえ、徐々にスピードを落とすようにしてください。それからハザードランプを点灯させるなど周囲の車両に注意をうながし、安全を確認してからゆっくりと減速して道路の左側へと車両を移動させることを考えましょう。車両を停止させても、慌てて車外に飛び出すと危険な場合があります。まずは揺れがおさまるまで車外に出ず、そのまま車内に待機します。</p>
揺れが治まった ら（安全確保等）	<p>大きな揺れが治ったら、従業者は、利用者が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を速やかに行う。</p> <p>①避難経路の確保</p> <p>i) 戸が閉まらないように近くにあるものを挟み込む。</p> <p>ii) ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。</p> <p>②出火防止のための措置</p> <p>i) 直ちに火元の点検をする。</p> <p>ii) 電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。</p> <p>③ガス漏れ対策</p> <p>i) ガス漏れがないか確認する。</p> <p>ii) ガスの元栓を閉める。</p> <p>④施設内の安全確保</p> <p>i) 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。</p> <p>ii) 負傷者がいたら救急処置をとり、必要に応じて応援を求める。</p> <p>iii) 建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待機する。</p> <p>iv) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、ロープを張って</p>

	<p>立ち入りを禁止する。</p> <p>v) 給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。</p> <p>vi) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。</p> <p>vii) エレベーターを使わない。</p> <p>VIII) 地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、施設内であっても、必ず靴を履いて行動する。</p> <p>⑤医療機器利用者への電源確保</p>
利用者・従業員の安否確認等	<p>利用者の安否確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、などの確認を行う。</p>
情報収集・安全確認	<p>(1) 地震被害についての情報収集</p> <p>地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで当該施設の安全性を判断する。</p> <p>(2) 利用者等への情報提供</p> <p>①余震等による建物倒壊の心配がなければ、冷静な対応を指示する。</p> <p>②利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。</p>
避難	<p>建物内にとどまることが安全かどうか判断し、本格的な避難を開始する。余震が起きても、慌てず正しい情報に従い行動する。</p> <p>(1) 避難の決定</p> <p>施設の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して、避難の要否及び避難先（施設内・施設外）について決定する。</p> <p>(2) 避難の実施</p> <p>避難の実施にあたり、人員が不足する場合には、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導を行う。</p> <p>外に徒歩で避難する場合は、利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりする者がいないように、ロープなどを使う。</p> <p>①施設内で避難できる場合</p> <p>利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に活用して、従業員が協力して利用者の安全確保にあたる。</p> <p>②施設外に避難する場合</p> <p>i) 避難経路・場所の決定等</p> <p>あらかじめ定めている避難経路・避難場所から災害の状況に応じて、具体的な避難経路・避難場所を決定する。</p>

	<p>避難誘導に際しては、避難場所位置、経路、避難方法、誘導従事者等を具体的に示して実施する。</p> <p>ii) 避難実施にあたっての留意事項</p> <p>ア) 避難にあたっては、必ず靴を履く。</p> <p>イ) 移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。</p> <p>ウ) 傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊の恐れのあるものには近寄らない。</p> <p>エ) いったん避難したら施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。</p> <p>③車両を置いて避難する場合</p> <p>できるだけ道路外の場所に移動して置くのが理想です。やむを得ず道路上に置いて避難する場合は道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めてサイドブレーキをかけ、キーをつけたままにします。また、窓は閉めた状態で、ドアのロックもせずに避難します。当然のことながら避難のために車両を使用せず、人の通行や災害応急対策の実施を妨げるような場所に駐車しない。</p> <p>交通網の遮断等で、利用者様宅へ戻ることが困難な場合、一旦近くの避難所に誘導してください。</p>
--	--

③風水害が起きたときの対応

項目	対応方法
風水害・土砂災害のおそれがある場合	<p>(1) テレビ、ラジオ、インターネット等により、大雨情報や土砂災害、台風の情報を収集する。</p> <p>(2) 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。(台風が通過している最中や雨が強く降っている時は外の様子を確認することは避ける。)</p> <p>(3) 看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険な物はあらかじめ倒しておくか、撤去する。</p> <p>(4) 出入り口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面のガラスを保護する。</p> <p>(5) 浸水の恐れがある建物では、必要に応じて、食糧、衣類、寝具等の生活用品を上階へ移動するほか、土嚢、止水版などを設置する。</p> <p>(6) 適宜、樹木の伐採、剪定を行う。</p> <p>(7) 利用者に対し定期的に正確な情報を提供し、動揺や不安を解消するとともに避難準備等の適切な行動がとれるようにする。</p> <p>(8) 職員の参集基準に従い、従業員の参集を行う。</p> <p>(9) 火元の点検、電熱器具を切る。ガスの閉栓、火器使用の制限等</p> <p>(10) 必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認</p>
避難誘導	<p>(1) 避難指示 避難に関する判断基準や市町村の発令する避難情報等を踏まえ、避難決定をした場合は、利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。</p> <p>(2) 方法 ①従業員が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。 ②施設内にいた利用者及び従業員がいることを確認したうえで、災害の状況に応じ避難訓練であらかじめ想定していた避難場所に避難させる。 ③浸水状況下での避難のみならず、状況に応じ上階への避難等、垂直避難を考慮する。</p> <p>(3) 利用者の確認 安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者がいないか確認する。</p>

被害状況の確認	避難者の様子を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。
避難所等への避難後の対応	<p>(1) 利用者等の確認 避難場所についたら、利用者の安否及び状況等を確認する。集団で避難中にはぐれた者がいないかなどを確認する。</p> <p>(2) 負傷者への手当て・病院への搬送 避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。</p> <p>(3) 健康管理 被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。</p> <p>(4) 家族等への連絡引継ぎ 被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。</p>

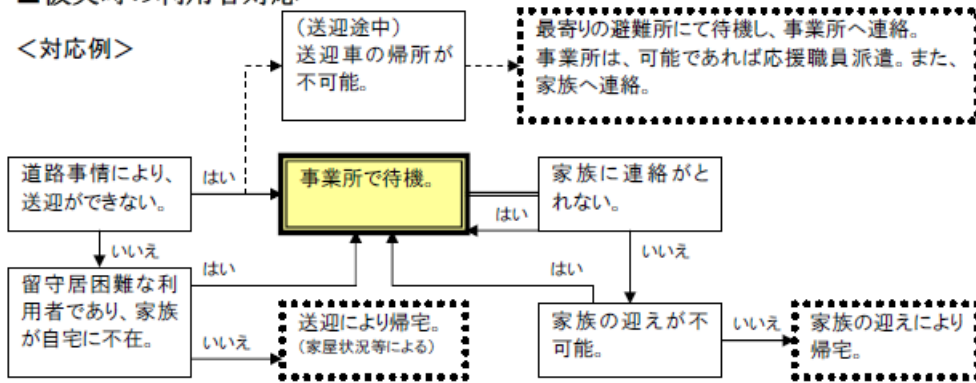
④各事業での対応

④-1 通所施設での対応

・安否確認は当日に支援をしている方を優先的に行います。

活動区分	事業所内	野外活動時	送迎時
安全確保	その場での利用者と自身の安全確保		
緊急避難	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる
緊急連絡と安否確認	家族への連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡
緊急点検と応急措置	事業所被災状況及びライフラインの確認 応急介護	応急救護	応急救護

■被災時の利用者対応



長時間に渡る事業所待機を考慮し、入所施設同様、食料などの物資を備蓄しておきましょう。

④－ 4 職員が出社・帰宅時間帯に発災時の対応

(出社時) 原則、自宅待機又は自宅に戻る。職場に近い場合は職場へ。

(帰宅時) 原則、職場内待機又は職場に戻る。自宅に近い場合は自宅へ。

・ 駅等にいる場合は、公共交通機関等の指示に従う。長時間行き場がない場合は、避難所等へ避難します。

・ 職場以外の場合は、必ず事業所に連絡します。

④－ 5 職員の勤務外の発災時の対応

活動区分	勤務外の対応
発災直後	身の安全を確保 危険な場所から離れる 避難
緊急連絡と安否確認	各自の非常時参集レベルとその時の状況を踏まえて、判断し行動をする。無理はしない。 ・自身または家族が負傷して救助を待つ場合 ・自宅が被災した場合 ・浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合

災害が起きた時に携帯電話等が利用できない場合は災害伝言ダイヤルや伝言板の活用も一つです。本ツールでは利用方法を記載しているので職員間で共有してください。

○NTT の災害用伝言ダイヤルサービス

・ 災害発生時(震度6以上の地震など)にはNTTの災害用伝言ダイヤルサービスが稼働します。

・ 伝言の録音 tel 1 7 1 ⇒ 1 ⇒ (○●○) △▲△－□■□■ ⇒伝言を入れる⇒9

・ 伝言の再生 tel 1 7 1 ⇒ 2 ⇒ (○●○) △▲△－□■□■ ⇒伝言を聞く

・ 被災地の方は自分の電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を入力。

・ ガイダンスにそって、入力してください。伝言は一件につき30秒以内です。

○携帯電話「災害用伝言板」

・ 登録 携帯電話 各社のトップメニューもしくはアプリから「災害時伝言板」へ入ります。

「登録」を選択。コメント(100文字以内)もしくは選択肢のチェックを入力します。

・ 確認 トップメニューもしくはアプリから「災害時伝言板」へ入る。「確認」を選択。相手の携帯番号を入力。伝言板を見る。他社の携帯やPCからは携帯会社のホームページから災害時伝言板へ入り、携帯番号を入力。Eメール自動送信の機能があるため、事前にいくつ

かの連絡先を登録しておくくと便利です。災害時、登録した先には自動的に入力した内容が送信されます。

○災害用伝言板（web171）

・災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを經由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。また、登録したメッセージを通知することもできます。

・震度 6 弱以上の地震発生時等にご利用できるようになります。震度 5 強以下の地震ならばその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌する NTT 西日本または NTT 東日本が提供の判断を行います。提供を開始した時には、テレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じてお知らせします。<https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。

事業を通常通り継続できるかの判断と対応

初動対応が一定落ち着いたときに、事業を通常通り継続できるかの判断と対応を行います。
事業を通常通り継続できないとなると大災害の業務継続計画の発動となります。

活動区分	活動内容
通常通り継続できるかの判断	「人の状況」利用者や職員の数 職員：三名以上が出勤 利用者様：職員の出勤状況次第で判断いたします。 「物の状況」建物や設備や備品の状況 家屋倒壊の有無、車輛点検、備蓄品状況の確認 「周辺状況」ライフラインの状況 道路交通状況、電気、水道の確認
判断後の対応	① YES：後片付け、通常業務再開 その月の利用予定表通りに、利用を再開する。 ② NO：大災害対応発動 受け入れの停止、BCP計画の発動

大災害対応(BCP 計画発動)

大災害時の防災組織の担当と任務

担当	担当者名	任務
防災隊長	嶋川	事業の継続・休止・再開の判断 法人本部や行政との連絡調整 職員全体への配慮：職員確保やメンタルケア
防災副隊長	田中	財務・会計 復旧活動に必要な資源の確保 情報の整理・集約 帰宅できない利用者や職員への対応
通報連絡担当	出原	利用者及び職員安否情報の再確認と発信 家族への連絡 内外の災害状況の確認 災害対応の状況の記録
安全防護担当	奥地	被災現場の片づけ、施設の補修
応急処置担当	嶋川	利用者支援
避難誘導担当	田中	利用者支援

各事業の重要業務の継続

通所系

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
	1.5 名	3 名	3.5 名	4.5 名
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
対応できる利用者数	0	6	10	10
重要業務の基準	生命を守るため 必要最低限	医療的ケア・ 食事中心、その 他は減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
活動の提供	中止	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
送迎支援	中止	中止		
食事提供	中止	中止	必要な方に支援	ほぼ通常

職員の状況確認

平時にエクセルで作成した職員台帳を用いて状況確認を行います。

利用者の状況確認

放課後等デイ	成人通所	ホーム	ヘルプ	相談
学校と連携して 状況確認を行い、 必要に応じて 関係機関に連絡	通所施設を利用 している方の安 否確認を行い、 必要に応じて関 係機関に連絡	ホーム利用者の 安否を関係機関 に連絡	ヘルプしか利用 していない方の 状況確認を優 先。必要に応じ て関係機関に連 絡	避難行動要支援 者に該当して、 通所等を利用さ れていない方、 在宅で単身生活 の方を優先

災害後の自宅訪問（通所、ヘルプ、相談）

通所やヘルプや相談支援事業においては利用者の状況確認のために訪問を行うことがあります。その際に留意すべき事項をまとめたので参考にしてください。

（１）優先順位付け

- ・利用者の被災状況や支援の必要から検討して、訪問すべき優先度の高い利用者から訪問する。また、交通手段が確保でき、訪問可能かを判断して調整する。

（２）訪問時の持参品

- ・身分証を携帯すると共に、移動中や訪問先でのけが防止のため、底の厚い靴を履き、軍手等を持参するようにします。

(3) 訪問方法

- ・安全確保のために訪問は出来るだけ2人で行きましょう。

(4) 訪問時

- ・居宅内で家具の転倒や家電が落下していて危険がある場合、転倒した家具は起こせるものは起こして、次の余震で倒れにくいように家具の前面の床との隙間にスリッパ等をはさんでおきましょう。
- ・ガラスが飛散していた場合は、ガラスを取り除き、利用者に注意を促しましょう。
- ・家屋が明らかに傾いて、倒壊の恐れがある時は、避難所への避難を促しましょう。

災害時各種対策

災害が起きて、ライフラインや通信手段が止まった時の対策を検討します。参考例を記載していますが事業所で検討して書きかえてください。

状況	対応方法
水道が止まった時	トイレは簡易トイレを利用 食器はサランラップを巻いて汚れないようにして使用 ポリタンクを準備
電気が止まった時	自動車から電気の供給
トイレが利用できないとき	プライバシーに配慮した簡易トイレの設置 汚物やゴミの保管場所を決める
飲食の提供	非常食の提供
通信障害が発生し麻痺しているとき	自動車のバッテリーを利用してスマホやパソコンを充電できるようにする WI-FI が利用できない場合に備えてスマホのテザリング契約を結ぶ
システムが利用できないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスを契約してネット上に保管 ・紙ベースの書類も可能な限り電子データに変換して保存する ・避難時に持ち出す重要書類を事前に決めて保管場所を特定しておく
利用中の利用者様がいるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに利用者様の状態把握 ・保護者様に連絡をし、迎えに来て頂く（緊急連絡先カード） ・迎えが来るまで、利用者様の安全ケアを行う

復旧対応

破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように別紙の施設の破損個所確認シートを整備します。

地域貢献

被災時の職員の派遣や福祉避難所の運営をする場合は記載します。そのほか、ご自身の事業所で地域連携・共助に関することで必要があれば計画に盛り込んでください。

(1) 被災時の職員の派遣

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討をする。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理する。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進めていく。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討する。